

米国が世界の平和及び安全の維持のために担う責務に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年八月三日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



米国が世界の平和及び安全の維持のために担う責務に関する質問主意書

一 政府は、安全保障理事会の常任理事国である米国が世界の平和及び安全の維持のためどのような法的及び政治的責務を担っているものと理解しているか、詳細に示されたい。なお、我が国のような常任理事国ではない国とのこれらの責務の違いについて明確に示すこと。

二 前記の米国の担う法的及び政治的責務の遂行について、政府においてオバマ大統領の実績として認識するものを具体的に示されたい。なお、核兵器に関するものと核兵器以外の通常兵器による戦争に関するものを分けて示されたい。

右質問する。

